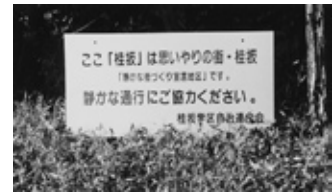




南本通りの秋 山の手倶楽部 増田節夫氏

住みよいまち「桂坂」

## 住みよい街「桂坂」



桂坂口にさしかかると、ロータリーに向かって右側の、カツラの木とおかめ笹の植込みの中に立つ白い看板が目にとまります。この看板、ここには私たち住民の「桂坂」の街づくりに寄せる基本姿勢と住環境維持の願いが端的に表現されています。

私たちは、この「桂坂」を生涯の住みよい街として、今の環境を守り、愛し、この環境を後世に伝えていきたいと願い、ここに「住みよいまち『桂坂』の静かな街づくり宣言」をするものです。

この「街づくり宣言」が起草されたのは、桂坂学区自治連合会が設立されて間もない頃のことです。

1990（平成2）年10月から翌3月にかけて、自治連合会、西京保健所、京都市衛生局環境保全室の3者による「騒音対策モデル事業」の一環として種々の調査が行われました。都市生活の複雑多様化にともない増加傾向にある「生活騒音」問題を解決するには、「地域社会のコミュニケーションの育成や、日常生活におけるモラル・マナーに関する自主的なルール作りなどによる良好な近隣関係を築くこと、騒音防止意識を高めること、そして騒音防止に対する知識を広めることにより騒音の発生しにくい地域社会を作っていくことが必要である」との考えに拠るものでした。

「思いやりのある街」「静かな街」を求める住民の願いが簡潔に集約されている「宣言」の精神は、その後も桂坂の自然環境、生活環境を維持する諸活動に息づいています。

## 恵まれた自然環境

### 世界に誇れる街づくり

「桂坂一帯は、ゆるやかな南向き斜面で、背後は唐櫃越えの尾根道に向かってせり上がっており、住宅地としては理想的な地形」だったそうです。ディベロッパーである(株)西洋環境開発（当時）—— 造成時は「(株)西部都市開発」といいました—— が、開発計画から分譲開始まで20年の歳月をかけ、多くの人の意見と智恵を集め、最新の技術を駆使して作った街、それが「桂坂」です。

すぐに開発にとりかかるのではなく、まず地域の歴史を学ぶことから始め、さらに女性の視点が大切だからと考え「女の目でみるまち研究会」を発足させました。この「研究会」は、新聞紙上での呼びかけに応じた、京都在住の有志100人によって結成されました。

彼女たちのフィールド・ワークや12回に及ぶ研究会の成果は、桂坂のまちづくりや住宅設計にも反映されているようで、1987（昭和62）年には『女のま

ちづくり宣言・京都発』（桂坂の会・女の目で見えるまち研究会編）という本になり、学芸出版社から出版されています。

また同時にマスタープランづくりに当っては、建築、交通、照明、地域計画など、各方面で活躍中の専門家による「まちづくり委員会」や「自然形成委員会」なども組織され、あらゆる角度から検討をされたのでした。

現地視察に訪れた西洋環境開発（当時）のトップの一言は「孫・子に評価される住宅地でないとね」。

こうしてマスタープランが作られ、「世界に誇れるまちづくり」をめざして、造成工事が始まったのでした。保安林をどうするのかという検討から生まれた「野鳥園」や「バードサンクチュアリ」ですが、ほかの住宅地にはない独特の施設で、「野鳥園ゾーン」は、1994（平成6）年には「第3回京都市都市景観賞」を受賞しました。「野鳥園」は現在、京都市社会福祉協議会の手に移り、「野鳥遊園」と名を変えています。

現在は、「(株)西洋ハウジング」が西洋環境開発の残りの事業を受け継いでいます。

## 鳥と遊ぶ道

「桂坂野鳥遊園」の裏山には、自然林の中を細くのびる3本の「鳥と遊ぶ道」が設けられており、リョウブ坂、ソヨゴ坂、ハイノキ坂と名づけられています。全行程は約2.8kmで、およそ1時間30分ほどですが、どのコースからでも歩くことができ、眺望のよい小広場もあって、ミニ・バードウォッチングが楽しめます。

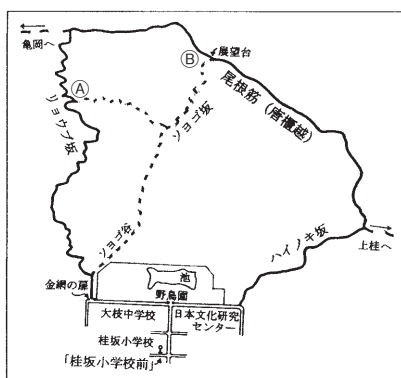
日本野鳥の会京都支部会員で、桂坂（つばき自治会）にお住まいの藤田進さんに、お気に入りの探鳥コースをご紹介します。

### 私のミニ探鳥地

— 桂坂から唐櫃越の尾根筋を —

桂坂小学校前のバス停を北へ200m行くと、野鳥遊園の入り口に着きます。ここから西へ100mに常時開いている金網の扉があり、入るとリョウブ坂の登り口です。この付近では、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、セグロセキレイ、冬はジョウビタキなどが見られ、初夏、ホトトギスの声も聞こえます。石段を上り、右にソヨゴ谷を見て左のジグザグ道、リョウブ坂を登ります。リョウブ、ソヨゴ、コナラ、アラカシ、ツツジ等の雑木林に、ウグイス、ヒヨドリ、カケスの声が聞かれます。

急坂を登ること約600mで、唐櫃越の尾根に着きます。東に向かった所にある展望台からは、足下に野鳥遊園の池、国際日本文化研究セン



標識 (A地点)



展望台からの眺め (B地点)

ター、西に大暑山や天王山、東南には伏見、淀の街並みが見渡せて、よい眺めです。初夏の頃は、ホトトギスや、稀にツツドリも聞かれます。

尾根筋をさらに東に進むと道は少し下りになり、約400mで上桂（左）への分岐点に出合います。右のハイノキ坂の下り道は緩やかで、10分程で「日文研」の東端に到着します。水曜日から日曜日は野鳥遊園が開いていますので、観鳥楼で水鳥を見に寄られてはいかがでしょうか。

(許可を得て「日本野鳥の会京都支部報『そんぐほすと』」

より転載、一部変更)

野鳥遊園の園長さんによると、翡翠色のカワセミや鶴のようなアオサギは「常連」で、夏には瑠璃色をしたオオルリや、美しく囀るキビタキなども観られるそうです。ベストショットを求めて超望遠レンズのカメラを構え、観鳥楼に一日中いる人もあるとか。

観鳥楼の中で腰を掛けて眺めているだけでも楽しく、カルガモをはじめ、池に棲む鯉、亀、アメンボなどが観察でき、「常連」のカワセミがサッと横切り、ときには鹿や狸が顔をみせてくれるかもしれません。



観鳥楼 (観鳥楼)

## ホタル鑑賞会

桂坂では、1991（平成3）年頃から数年、西養護学校（現西総合支援学校）でホタルの鑑賞会が催されたことがあり、多くのかたが楽しめました。

その後、1998（平成10）年頃に再度、ある学年の生徒さんがホタル復活に取り組まれたそうですが、「水」の問題で頓挫することになりました。

そこで、桂坂野鳥遊園では、比較的きれいな流れを好む源氏ボタルを棲みつかせるために、井戸を掘って清流を確保し、ホタルとそのエサとなる巻貝カワニナの生育環境をつくりました。

そして2002（平成14）年3月6日、野鳥遊園のせせらぎに500匹のホタルの幼虫を放し、三ヶ月後の6月、成長したホタルが水辺の木立の中を飛び交い、私たちの目を楽しませてくれたのでした。

以後、毎年6月上旬に「ホタル鑑賞会」が催され、夏の風物詩となっています。

## 住環境の向上

### こんなに便利になりました

現在桂坂には、市バス、京阪京都交通、ヤサカバスの3社が乗り入れています。

運行経路は、各社それぞれの系統をもっており、京都駅、阪急桂駅、JR向日町駅行きとなっています。ほとんどのバスが桂坂中央を起点として、桂坂の顔というべきロータリーを通り、1日の本数は、3社（往路・復路）合わせて、510便近いという驚くべき数字になっており、ロータリーを通行しないコースを含めると、1日の運行量は540便近くになります。実に3分に1本の割合で、桂坂の中でバスが走っていることになるわけです。

朝と夕方の通勤・通学の時間帯には、特にバスの本数が多く、また利用者も多いようです。

昨年2008（平成20）年10月にJR桂川駅の開業にともないバスが増便されたことと、東桂坂方面から桂駅西口へ行くバスが、西桂坂も通るコースに変更され増便になったため、昨年に比べて100本以上増えました。



JR 桂川駅とヤサカバス



おりばステーション

また、桂駅発夜9時以降は「降り場ステーション」（深夜降車専用停留所）の「星の坂」（①～⑤番）が設けられており、帰宅の遅い方々からは「自宅近くで降りられるので便利」と好評のようです。

しかし、その反面、洛西ニュータウンのバスターミナルまで乗り入れをするバスが、日・祝日に1日2便のみであり、高齢の方が不便をかこっておられるのも事実です。

バスに乗ると自然に目が窓の外に向き、移り変わる景色が楽しめます。

「桂坂南本通り」は、ロータリーをはさんで、西から東へと続いています。

春になると、桂坂公園の花々がいっせいに咲き誇り、公園全体が華やかに彩られます。ロータリーに差し掛かると、その様子が目に飛び込んできて、思わず「綺麗」と、つぶやいてしまうほどです。

また、ロータリーを過ぎ、峰ヶ堂町へ向かう右手は、眼下に、山々に囲まれた洛西の街並みが見渡せ、桂坂が丘の街であることを実感できます。

このように、バスならではの発見が、まだまだあると思います。

つつい車を使って外出してしまうことが多い昨今、バスは私たち市民の足であり、安価な料金で目的地まで安全に送り届けてくれる公共の乗り物です。

バスを利用して環境汚染防止に協力しながら、しかもお財布にはやさしい——バス移動は私たちが簡単にできるエコ活動ではないでしょうか。



桂坂中央バスターミナル

### ケーブルテレビ「JIB」

桂坂は難視聴地域であり、アンテナ設置に関する建築協定等の理由により、ケーブルテレビ・システム（有線テレビ放送システム）が導入されています。

この事業を担っているのは「パルコスペースシステムズ」（当初の社名は「㈱西電工」、2000（平成12）年9月社名変更）で、「JIB」（Jack in the Boxの略で、〈びっくり箱〉の意）と略称され、「セキュリティ・サービス」業務と放送送信のサービスを行っています。

桂坂開発当時としては、国内では非常に珍しい完全双方向のCATVだったそうです。その仕組みは、放送電波の受信状態が良い場所に設置されたアンテナから、「JIB」基地局の放送送出機器を経由し、各家庭へ「下り信号」を利用してテレビ放送やFM放送、一般告知放送、緊急放送を送信し、「上り信号」を利用して各家庭からの「セキュリティ（防災）信号」を受信するようになっており、基地局では24時間体制の監視を



JIB では24時間体制の監視を

しています。

放送送信の面では、地上波放送だけでなく、有料の専用コンバータを利用する衛星放送・CS放送送信などのサービスや、空きチャンネルの9を利用した映像による商品案内も行われています。しかし現在のところ、「JIB」の「自主放送」は行われておらず、商品案内も学区内の商業施設に関するショッピング情報ではありません。

桂坂自治連合会、各自治会、各種団体などの実施する催物のお知らせ、「緊急告知」の放送も、「音声」のみですが、「有線」を通じ、当事者の手で各家庭に送られています。ただ、桂坂東部の一部は「洛西ケーブルビジョン」(「RCV」)受信地域のため、また「ほぷら」「はなみずき」両自治会は「長谷工」分譲のため、「緊急・告知」放送は流れません。

同じ学区内でありながら、同じ情報が、同時に伝達されない現状はやはり改善されるべきで、「RCV」など、他の有線放送局とのネットワーク化が望まれるところです。

### 街の要 — センターゾーン

1994(平成6)年に桂坂センターに桂坂郵便局、中央信用金庫桂坂支店が営業を開始しました。2003(平成15)年2月、商業施設「イズミヤ」から出店の意向が伝えられ、7月には最初の出店説明会が行われました。その後、建築物の高さ、車の駐車場・出入口の問題などについて住民との間で何回かにわたって話し合いが重ねられ、翌年3月、桂坂待望のショッピングセンターが緑に囲まれた環境の中オープンしました。この出店は、店のコンセプトとして「生活便利館」を謳うだけに毎日の食材の調達に不便を感じることもなくなり、また、人の流れも生まれて街らしい街となったこともあって、店内で知人と出会って話が弾むといった、格好のふれあいの場としても歓迎されました。



センターゾーン

現在、桂坂のセンターには桂坂郵便局、「中信」桂坂支店、内科医院、書店、飲食店などがあり、近辺には、セキュリティやケーブルテレビを取り扱っているパルコ・スペース・システムズ、動物病院、学習塾の入ったビルや、市バス、京阪京都交通バス、ヤサカバスの発着するバスターミナルもあります。



京都中央信用金庫 桂坂支店

このショッピングゾーンの中核的な存在となっているといってもいい「イズミヤ」には買ったものを自宅まで配達してくれるシステムがあり、西地区、東地区の方やお年寄り、たくさん物を買った方は大助かり。さらに夜の10時近くまで店が開いているのは勤め帰りの方に好都合です。また「桂坂センター」バス停に屋根と椅子が設置されたのも、買い物客がバスを待つのに嬉しい配慮です。



デリーリーカーナートイズミヤ桂坂店

バスターミナルからは、京大桂キャンパス、洛西ニュータウン、旧国道塚原などを經由してJR桂川駅、JR京都駅、阪急桂駅、洛西口駅に至るバスが運行され、通勤・通学に、また他地域へのショッピングに便利となった上に、どのバスも行き帰りともに「桂坂センター」のバス停を通りますから、「桂坂の中央」に向かって東から西からの人の動きも生まれてきました。

しかし起伏の多い桂坂の街にも他地域と同様、高齢化の波は押し寄せています。欲をいえば、東西それぞれに、車に乗らずにショッピングカートを引いて買い物のできる店も望みたいところです。

しかし「桂坂の中央」という恵まれた立地条件や住民人数からすると、まだまだ店舗の増設・充実は望むところで、ゆっくり食事をし、お茶を飲んで歓談できる店がもう少しあったらと思います。

また、「生涯学習」を念頭におき自ら学んでいこうとする人の増えている昨今のことです。このセンター街に、自由に資料や図書の閲覧ができ、自学自習を支えてくれるコミュニティセンターがあれば、今以上に住民同士の繋がりも生まれ、いろんなサークル同士の交流が盛んになるばかりでなく、桂坂のいわゆる「文化力」なるものも一層、高まり豊かになっていくのではないのでしょうか。

## 先進的な取り組み

### 資源ゴミ回収

京都市では、2007（平成19）年10月から全世帯で資源ゴミ（プラスチック製容器包装）の分別収集が始まりました。それに先だって、2002（平成14）年10月には、桂坂学区の6自治会（かえで、さつき、しらかば、はなみずき、あかしあ、ほぶら）がモデル地区に指定され、さらに2004（平成16）年10月からは、桂坂全域がモデル地区となり、「プラスチック製容器包装」の分別収集に取り組んでいます。

### 使用済みてんぷら油の回収

「二酸化炭素削減に貢献し環境にやさしい」ため、京都市は「使用済みてんぷら油の回収」を推進しています。桂坂では、ほかの地域に先がけて桂坂地域女性会が中心となり、1999（平成11）年から取り組んでいましたが、2007（平成19）年からは、各自治会が中心になって回収作業を行っています。

回収された使用済みのてんぷら油は、「みやこ・めぐるオイル」（バイオディーゼル燃料）に生まれ変わり、市バスやごみ収集車などの燃料として有効に活用されています。



### イズミヤの「マイバッグ持参」運動

2004（平成16）年3月1日にオープンしたデリーカーナートイズミヤ桂坂店は、他の支店に先がけて、レジ袋を有料にしました。地球の温暖化・居住環境の悪化を少しでも阻止できるのでは、と考えてのことです。

一枚5円で販売したレジ袋による収益金は、イズミヤからの「環境寄付金」（レジ袋による収益金の半額）が加算されて、「地域の環境・社会貢献活動」に還元されています。具体的には、「京都市指定資源ごみ用袋」に姿を変え、桂坂自治連合会を通して全世帯に配られています。

### 「環境フォーラム」の開催

桂坂学区自治連合会創設20周年記念事業のひとつとして、「環境フォーラム」が開かれました。

2008（平成20）年8月31日と10月26日の2回、ふれあい会館において「環境にやさしい暮らしの推進」と題して行われました。

白瀬哲夫日本住環境医学研究会会長ほかを招き、第一部では「生活を快適にする窓のあり方」「健康：住まいのシックハウス対策」などのお話があり、第二部では「防犯対策」のお話、第三部では「地球温暖化防止と省エネ」のお話がありました。



## 高い環境意識

— 景観・環境に関心を持ち、学習してきました

### 建築協定

桂坂の美しいまちなみ。これは私たち皆の力で作り上げた財産です。その美しさに挑戦するかのような、人目を引く家があちこちで建ち始めています。

ヨーロッパの街並みを見て、調和のとれた美しいたたずまいに感動した人は多いでしょう。そのたたずまいの背景には、明確に規定された法律と、人々の景観への高い意識がありそうです。

たとえば、フランスの「建築に関する法律」第一条は、次のように定められているそうです。

「建築は文化の表現である。建築の創造、建設の質、これらを環境に調和させること、自然景観や都市景観あるいは文化遺産の尊重、これらは公益である」

(「フランスの景観を読む 保存と規制の現代都市計画」

和田幸信、鹿島出版会、2007.9.30)

つまり、「周囲の環境と調和しない建物は、公益の点から規制できる」(同上、p.3) ことを意味しています。

ここで何より大事なことは、このような厳しい法律を作り、景観を守っていくことができるほどに、「環境や景観に対する人々の意識が高い」ということです。

いっぽう、日本の建築に関する法律では、公益についての規定はなく、建物は私権に属し、個人の好きなように建てられることになっています。

とはいえ、2004(平成16)年、国土交通省は「景観法」を公布しました。基本理念は「良好な景観は国民共通の資産」。

京都市も2007(平成19)年「新景観政策」を施行。三つの基本コンセプトの内の一つには「建物等は『私有財産』であっても、景観は『公共の財産』であること」とあります。

市は、桂坂にも都市計画のルールを定めています。が、私たち住民の手で運営できるというルール「建築協定」について、「桂坂地区建築協定協議会」会長の村上實さんにお話をうかがいました。

### 建築協定制度とは

Q：家を新築するときだけでなく、増改築や外構工事をするときにも、自治会の建築協定運営委員さんに申し出るように、といわれています。「建築協定」とは、どのようなものなのでしょう？

A：家などの建築について、いろんな制限を定めた法律を「建築基準法」といいます。その様々な基準以上の、その地域にあった、きめ細かいルールを上乗せすることができるのです。その細かいルールは住民の皆さんが自ら取り決め、京都市長の認可を得れば成立します。これが「建築協定制度」で、それぞれの地域の特性に応じた、住みよい環境づくりや魅力ある個性豊かなまちづくり実現のための制度です。

取り決めの方法には2種類あって、「一人協定」と「合意協定」とがあります。「一人協定」というのは、分譲された時の良好な住環境を保つために、宅地開発業者などが分譲前に取り結んだ「住民の合意をふまえない協定」です。「合意協定」というのは、地区住民が自主的に締結した「全員合意による協定」をいいます。

Q：細かいルールというのは、たとえばどんなことですか？

A：たとえば、

- ・乱開発を禁止するため、敷地の最低面積を決めたり、敷地の分割を禁止するルール
- ・通風・採光やプライバシー保護のため、敷地境界線等から壁面を後退させること
- ・閑静な住環境の確保のため、建築物の用途を制限
- ・圧迫感を小さくするため、高さの制限をしたり、建蔽率や容積率などを低く制限
- ・統一感に配慮した街並みをつくれるように、建築物の色や屋根の形状を制限したり、緑化を求めたりすること

このようなルールを決めることができます。



## 京都市内の建築協定

Q：京都市内で他に、建築協定を設けている地域はどのくらいあるのですか？

A：現在は70地区、5868区画（約129ha）あります。1972（昭和47）年に京都市建築協定条例が制定されて、第一号は、1973（昭和48）年12月に市長の認可を受けた「左京区下鴨第一住宅地」です。

市内の各建築協定区域がお互いに連絡・調整し合えるように、「京都市建築協定連絡協議会」が1990（平成2）年にできました。総会、役員会のほかに、勉強会や各地区の建築協定運営委員会との意見交換会を開いたり、他の都市の建築協定地区の見学・研修会などを行っています。

## 桂坂の建築協定

Q：桂坂では、ほとんどの地域で建築協定が結ばれているようですが？

A：そうですね、戸建て住宅地のほとんどの地域で結ばれています。

開発から約20年が経ち、41地区（3153区画）となりました。1985（昭和60）年6月に西洋環境開発（当時）が開発した、大枝北沓掛町六丁目（124区画）が「一人協定」として認可され、桂坂の建築協定制度がスタートしました。

## 有効期限と更新 一人協定から合意協定へ

Q：最近、「協定の更新手続きをした」という話をよく聞きます。

A：桂坂の建築協定は、全て有効期限が20年（10年目は自動更新）です。期限が来た地区では、それ

までの「一人協定」から、その地区住民の合意によって成立する「合意協定」に移行する更新手続きが必要です。

すでに更新の認可を済ませた地区があります。桂坂第1、第2地区（かえで）、桂坂第3、第4地区（さつき）、西桂坂第1地区（しらかば）、桂坂第5、第6、第7地区（ひいらぎ）、西桂坂第2地区（あかしあ）の各地区です。



今年、桂坂第8、第9地区（つばき）が更新時期を迎えます。来年は、桂坂第10、第11、第12地区（けやき）が更新時期を迎えますので、それぞれの地区の運営委員会で準備が進められています。

この更新によって、桂坂第1地区と第2地区、第5地区と第6地区が合併されて、桂坂の地区数は39地区（3021区画）になりました。それでも桂坂は、京都市内建築協定の50%以上を占める大きな建築協定地区になっています。

あかしあ地区では、運営委員会と自治会の努力によって、99.3%という驚異的な合意率で更新されました。（下欄記事をご覧ください。）

## 桂坂あかしあ自治会の建築協定更新

西京区桂坂の北西部に位置するあかしあ自治会（138世帯）では、敷地面積や屋根・外壁の形式・材料・色等を定めた建築協定を、99%の方が同意し更新されました。

そこで、建築協定運営委員の皆さんに、地域環境を守るための工夫と秘訣についてお聞きしました。

### ◆高い同意の背景には顔の見える人間関係

街開きから20年、その頃からお住まいなのが100世帯以上。その間に焼肉パーティー、もちつき、リンゴ狩り等の行事で顔なじみになり、ご近所の結びつきの強さが高い同意につながっているようです。転出された方



建築協定運営委員の皆さん

の連絡先をご存じの方が自治会内におられ、アンケートを送ると「良い地域であり続けて欲しい気持ちは皆さんと一緒にです」との返事が。もちろん、転入者にも親しみやすい環境で、現会長は周りの方のサポートのもと、転入後2年で役を引き受けられたとのこと。

### ◆住めば気に入る地域環境

この地区にお住まいを決めた理由をお聞きすると「子供を育てるのに良い環境だから。通過交通がないうえ、ご近所の目もあり、『広い路地のような感じ』なので、子どもも安心して遊べる」からだそうです。また、鹿や狐の他、蜜柑を庭先に出すとメジロがやってくる自然に恵まれたところも気に入っているそうです。

みんなが建替えや壁の塗替え時には周りに配慮することで、調和した街並みになっているとの自負もあり、「帰っ



### 建築協定と地区計画

Q：「建築協定」のほかに、環境や景観を守る制度はありますか？

A：桂坂には、建築協定のほかに、都市計画法による「西京桂坂地区計画」（桂坂というまちづくりの全体像）が定められていて、そのほとんどの地域に「地区整備計画」（桂坂をいくつかの地区に分けた、まちづくり計画）も定められています。

Q：その制度は、どう違うのですか？

A：「建築協定」は、「建築基準法」、京都市条例に基づいて、住民同士で決める、一種の私的契約です。そのため、協定書に定めた内容に違反した場合は、公的な指導や罰則の対象にはなりません。裁判所に提訴するなど、地域の住民で対応することになります。

「地区計画」は、「都市計画法」、京都市条例に基づいて、市が定めるルールです。そのため、違反があった場合は、市が対応することになります。

これからの課題として、「地区整備計画」の内容に、「建築協定」等で定めている項目を加えて、内容を充実させることも検討すべきかな、と考えています。

### 桂坂地区建築協定協議会発足

Q：「協議会」は、いつできたのですか？

A：発足したのは2007（平成19）年ですが、それ以前から準備に動いていました。

「建築協定」では、一地区に一運営委員会を設けることになっていますが、桂坂では、ほぼ自治

会ごとに運営委員会が結成され、現在15の委員会が活動しています。

2007年7月、その運営委員会の代表が集まって、「桂坂地区建築協定協議会」（当初は懇談会）を結成しました。

Q：協議会としては、どんな活動をなさっているのですか？

A：年に数回全体会議を開いて各地区の情報交換をしたり、「建築協定」についての勉強のほかに、「地区計画」や、2007（平成19）年9月に制定された「京都市新景観政策」などの研修会・勉強会をしています。

また、協定の地区名を変える作業にも取りかかりました。桂坂は自治会活動が活発で、みなさん、自治会名に馴染みがありますので、「地区整備計画」の地区名（「桂坂第1地区」など）と「建築協定」の地区名を、それぞれの自治会名に準じた名称に変える作業を、自治連合会や各自治会のご協力をいただいで、現在進めています。



てきて、我が町並みを見るとホッとすると」の声もありました。

#### ◆更新の取組み

まず、アンケートを実施し、自分達が地域の環境を気に入って住んでいることを再確認。そのまちなみを守るルールの継続を確認されました。



運営委員会を月1回開催するほか、アンケートで要望のあった、協定内容を紹介するルールブックや11号を数えるニュースを作成されました。勉強会の参加された方がルールブックを持ってこられたのを見たときには「作って良かった」と実感されたそうです。

また、アンケートを未回収のお宅には、女性陣が率先して「私が行ってくるわ」。説明が必要な時は委員長がフォロー、と連携して取り組まれています。更には委員長の娘さんの存在です。小4ながら委員会に参加し、大人達の議論をホワイトボードにまとめることもあり、風邪で欠席の時は、委員から「今日は来てないね」との声が聞かれるそうです。

#### ◆取組みの振り返りと今後

「99%もの承諾をもらえたことは嬉しかった。色の判断等は地元での調整が難しいので、地区計画を通じての対応を行政にお願いしたい。今後は地区計画の手続きを進めたい」とおっしゃっていました。

（この記事は、2008（平成20）年度取材時のものです。『ニュースレター 京まち工房』（叻京都市景観・まちづくりセンター編、No.46、2009.3.より許可を得て転載）

Q：これからの課題、抱負をおきかせください。

A：まち開きから20年余が経ち、良好な住環境や景観をいかに発展させ守っていくかが、これからの課題だと思っています。誰もが「住んでみたいまち桂坂」「住み続けたいまち桂坂」「住んでよかったまち桂坂」と思えるよう、自治連合会や各種団体の皆さんとともに、さらに議論を深め、協調・連携しながら、桂坂住民の思いを実現させていくことが、これからの目指すべき方向ではないかと考えています。

Q：ありがとうございました。

行政は、後押しはしてくれても、住民の代わりに中心となって動くことはできません。あくまでも住まい手が担い手。桂坂の好ましい環境を孫の代、曾孫の代へと渡していくことが、私たちの責務ですね。そんな気概をもって、取り組みましょう！

なお、「桂坂地区建築協定協議会」は、京都市・都市計画局・建築指導部の推薦を受けて、国土交通省2009年度「住まい・まちづくり担い手事業の提案募集」に応募されました。その推薦文の一部をご紹介します。

京都市全体でも市内の建築協定運営委員会の連携を図るための協議会が存在するが、それは行政のサポートのもとに活動している。一方、桂坂地区建築協定協議会は、完全に住民主体で活動されており、このように一定エリアの連担する建築協定地区の運営委員会が自主的・自発的に横断的な活動をしているのは、全国的にも稀であり、その組織のあり方自体がひとつのモデルになりうると考えられる。

付記：上記応募の件について、審査の結果、①独自性・先導性、②実行確実性、③継続性の視点において評価され、支援対象団体に選ばれました。



## マンション問題

2007（平成19）年5月、「ロータリー東北角地にマンション建設が計画される」という問題が持ち上がりました。桂坂の玄関口ともいえる場所に、5階建てのマンションを建設するという計画です。この場所は桂坂センター地区として、都市計画上の「地区計画」があり、法的にはマンション建設の禁止条項はありませんが、「住民の利便に供する施設の誘導を図る」という本来の土地利用の方針には合わず、この場所にマンションが建つことは周囲との調和を乱し、景観の面からも問題があると思われました。

桂坂は、私たち住民が20年以上にわたって、厳しい建築協定を守り良好な住環境を作り上げてきた街です。「この住環境を護ろう」と建設に反対する住民運動（「桂坂マンション対策会議」以下「対策会議」）も起こりました。8月4日には桂坂小学校体育館において、事業主による「住民説明会」が開かれましたが、出席住民から強い反対の意見が相次ぎました。

9月には、桂坂学区自治連合会（以下「自治連」）が、「桂坂マンション建設計画の中止に関する請願」を京都市議会に提出し、桂坂地区建築協定協議会も「『桂坂マンション』建設反対について」と題した要望書を、対策会議も「開発行為不許可の申入書」を京都市長に提出し、反対運動が続けられました。

## 京都市による行政指導

提出された請願に対しては、10月から2008（平成20）年3月まで、5回にわたり京都市議会建設消防委員会で審議され、京都市は「桂坂センター地区の地区計画の主旨に基づく土地利用の方針」からみて、この場所にマンションは相応しくないとの考えから行政指導を行い、その結果、事業主は「マンション計画」を「大型商業施設計画」に変更しました。

しかし、商業施設であっても、ロータリーのすぐ近くに入り口がある「交通面での危険性」は変わらず、また将来の、桂坂センター地区の景観がどうあるべきかを考えれば「周囲の低層住宅地域との調和が必要」であるため、2008年3月には「商業施設の『交通問題』についての要望書」、同年12月には「桂坂センター地区の景観に関する要望書」を、「自治連」・「対策会議」連名で京都市長宛てに提出しました。

私たちはこれからも環境、景観について一層関心を持ち、これを守り育てるための学習と実践を継続して、将来の「桂坂のまちづくり」に関わっていかなくてはなりません。

## 桂坂の美化を支える住民



京都の町家には「門はき」の習慣があります。

「自分たちの街は自分たちできれいに」の精神は、桂坂のように新しくできた街にも受け継がれ、生きています。

住居周辺の緑道、公園の通路清掃や樹木の世話、更にバス停の吸殻、ごみの掃除など、これらをほぼ毎日、周辺住民の方々が継続して行われています。

桂坂の美しさは、整備された家並みや街路だけによるものでなく、住民の街わない奉仕の精神によって支えられており、これらが制度としてのクリーンデーやチームとして取り組むボランティア団体に発展していったといえます。

### ふれあいクリーンデー

私たちの手でまちを美しくする活動として、桂坂の発足当初「クリーン大作戦」として始まった自治会単位の清掃活動は、現在「桂坂統一ふれあいクリーンデー」として、春、秋の年2回15自治会すべてで開催されています。

クリーンデーは単に住居周辺の道や公園のお掃除だけでなく、ご近所一緒にさわやかな汗を流し、お互いを知り合うコミュニティーの場として、大切な機能を持っています。「ふれあいクリーンデー」は桂坂の「環境と人々」双方の美しさを支える活動として将来にわたって続けていきたいものです。

### 桂坂ロータリー周辺

桂坂はロータリーを中心として東西南北に家並み街路樹が整然と並び、特に幹線道路の街路樹やロータリー周辺の植込みは近隣公園と同じように、季節の表情を持ち住民の目を癒してくれる貴重な住環境です。

クリーンデーは自治会単位で、公園周辺を主として行われますが、幹線道路やロータリー周辺はどうしても手が届かず、放置されがちです。欠けたり枯れたり、時として雑草に埋もれた姿も見られ、桂坂の玄関口としてはみすぼらしい状況でした。

### 緑水会の誕生

そのような状況を以前から気にかけておられた住民有志7名の方々が、平成18年5月に設けられた京都市の「街路樹里親制度」に応募され、その名も「桂坂緑水会」として認定、桂坂の「環境を護り育てるボランティア団体」としてスタートしました。

緑水会の主として担当する自然整備（清掃、補植）のエリアは、桂坂ロータリー周辺ですが、活動開始3年を経過し、21年5月現在ではメンバーも20名に達しています。京都市建設局緑地管理課とは定期的な会合を持ち、協力関係を深めています。

桂坂地域全体の街路樹や緑地管理に関する、行政への情報提供も大切な役割です。



ロータリー周辺から、小学校、野鳥遊園に向かうメインストリートの低木は、京都市の予算によってつつじの補植がなされ、きれいなみどりと季節の彩りを取り戻しました。緑水会の地道な活動が評価された結果です。

緑水会としては、2度と枯らすことのないよう、水遣り、下草除去などの手入れを続けていきます。

(以上、緑水会代表 徳光俊二氏〈かえで自治会〉からの取材)

## 西総合支援学校の「環境宣言」

西総合支援学校は「ひと・こと・ものを大切に  
して花と緑を守ります」との「環境宣言」を行い、実  
践しています。広報『桂坂』（2009（平成21）年5  
月26日発行、第141号）では、この「宣言」につい  
て掲載しました。

西総合支援学校の 環境宣言	
「ひと・こと・ものを大切に して花と緑を守ります」 これは西総合支援学校の 「環境宣言」です。学校と して、「地球環境の保全が 人類共通の最重要課題の一 つであることを認識し、全 校で教育と学習を通じて、 環境を守る大切さを学び、 環境にやさしい学校づくり を積極的に進め、さらに生 活のすべての場面で実践す る力を育てていくという、	『環境宣言』を行って「お られます。 5月14日発行の『学校だ より』6月号から、支援学 校の実践活動の一つを転載 して紹介します。
「桂坂統一ふれあいクリ ンデー 呼応清掃活動」 学校のある「桂坂地域」 は、花と緑の豊かな自然に 囲まれた、美しい町並みの	中に、福祉施設、国際学術 施設のあるすばらしい環境 の町です。この美しい環境 は、地域のみならずが長年 守り育ててこられたもので す。私たちもこの地域で学 習を行っていることを十分 に認識し、地域の一員とし て、桂坂地域の環境保全に 役立ちたいと考えます。 その活動の一環として、 5月8日（金）に、「桂坂統 一クリーンデー呼応清掃活 動」に取り組みました。 この「桂坂統一ふれあい クリーンデー」は、桂坂学 区自治連合会が長年取り組 んでおられる環境保全活動
の一方で、毎年、春と秋に 行われています。今年度は 5月10日（日）に行われ、桂 坂の公園、緑道、幹線道路 などの清掃に、地域のみ なすが取り組みました。 私たちは、その前週の8 日（金曜日）に、「桂坂統一 ふれあいクリーンデー呼応 清掃活動」として、学習時 間帯には子どもたちと指導 者が、また子どもたちの下 校後には教職員総出で、学 校周辺の道路の清掃に取り 組みました。	

## 環境へのこころ

このように、桂坂の自然環境や住居周辺の美化は  
住民による日常の奉仕活動や自治会組織によって支  
えられているといえます。もちろん桂坂のように大  
きくなった街には、行政による諸制度や支援活動が  
街の維持に不可欠ではありますが、本当に住みよい  
まちは、私たちひとりひとりの心が創っていくもの  
ではないでしょうか。

桂坂はいつまでも、「自然と人が美しい」まちで  
あるように心がけたいものです。

